

- ◆提出書類に番号が振られている書類はホームページの申請書一覧よりダウンロードしてください。
- ◆提出書類以外の書類が別途必要な場合は、健保より個別に連絡いたします。

- ※1 離職票が発行予定の場合は、後日健保に送付していただきます。
- ※2 確定申告書以外の収入証明書類の例は最後のページをご確認ください。
- ※3 海外居住者で日本国内に住所がない方は、国内居住要件の例外の方の添付書類があります最後のページをご確認ください。
- ※4 別居等、住民票で本人との続柄の確認ができない場合は戸籍謄本(原本)を添付して下さい。
- ※5 配偶者・子供(実子)以外の扶養申請の場合は戸籍謄本(原本)を添付して下さい。
- ※6 個人番号が記載できない場合、後日個人番号届を提出してください
- ※7 子供(実子)の申請の場合は夫婦共同扶養の証明書類として書類を提出してください。参考書類を最後のページに掲載しましたのでご確認ください。
- ※8 その他の場合は現況に合わせて書類を提出してください。
- ※9 数年前より自営業収入がある場合は直近3年分の確定申告書の控え一式を添付してください。確定申告書の各種控除前の収入金額が健保の収入条件を超える場合は収支内訳書・青色申告決算書を提出してください。収支内訳書・青色申告決算書の売上原価を引いた差引金額が健保の収入条件を超える場合は各種経費の分かる帳簿や領収書等の写しを使用用途と何年何月分のものであるか記載し整理した上で提出してください。
- ※10 単身赴任、学生、長期入院の場合など同居扱いとなる場合は提出不要です。同居扱いとなる事由についてはホームページの「ご家族の加入・脱退について」をご確認ください。

提出書類 (各種証明書は原則発行日より3ヶ月以内のもの)															
同居の場合の提出書類										別居の場合の追加書類					
① 健保被扶養者(異動)届 ※3 ※6	② 被扶養者現況届	・ ・ ・ 住民票(原本) ※4 個人柄記載 番号省略	証明するもの ※7 同世帯に属する家族の年間収入を	③ 夫婦共同扶養確認書	収入状況の証明書							学生証の写し(高校生以上)	婚姻届受理証明書(原本)	仕送り証明書類 ※9	仕送り年間計画書 ※9
					④ 雇用証明書(原本)	年金通知書(写し)	確定申告書の控え一式 ※8	⑤ 退職証明書(原本)	離職票1・2(原本)	雇用保険受給資格者証(両面写し)	廃業届の写し				
結婚	○	○	○		○(上記、収入状況の証明書を添付)							○	○	○	
配偶者	が現在 ある収入	パート・アルバイト	○	○	○		○							○	○
		年金	○	○	○		○							○	○
	に過去 2年 以内	自営業またはその他収入 ※2	○	○	○			○						○	○
		離職票が発行されていない人	○	○	○				○	※1				○	○
		離職票がすでに発行されている人	○	○	○					○				○	○
	失業給付の手続きをすでにした人	○	○	○						○			○	○	
	失業給付を受給終了した人	○	○	○						○			○	○	
自営業を廃業した人	○	○	○							○		○	○		
2年前より無職無収入の人	○	○	○							○		○	○		
子供(実子)	出生	○	○	○	○	○							○	○	
	16歳未満	○	○	○									○	○	
	16歳以上	学生でアルバイトしていない	○	○	○							○		○	○
		学生でアルバイトしている	○	○	○						○			○	○
		2年前より無職無収入の人	○	○	○							○		○	○
		アルバイト・パート	○	○	○							○		○	○
		自営業を廃業した人	○	○	○							○		○	○
		に過去 2年 以内	離職票が発行されていない人	○	○	○				○	※1				○
離職票がすでに発行されている人	○		○	○					○				○	○	
失業給付の手続きをすでにした人	○		○	○						○			○	○	
失業給付を受給終了した人	○	○	○						○			○	○		

- ◆提出書類に番号が振られている書類はホームページの申請書一覧よりダウンロードしてください。
- ◆提出書類以外の書類が別途必要な場合は、健保より個別に連絡いたします。

- ※1 離職票が発行予定の場合は、後日健保に送付していただきます。
- ※2 確定申告書以外の収入証明書類の例は最後のページをご確認ください。
- ※3 海外居住者で日本国内に住所がない方は、国内居住要件の例外の方の添付書類があります最後のページをご確認ください。
- ※4 別居等、住民票で本人との続柄の確認ができない場合は戸籍謄本(原本)を添付して下さい。
- ※5 配偶者・子供(実子)以外の扶養申請の場合は戸籍謄本(原本)を添付して下さい。
- ※6 個人番号が記載できない場合、後日個人番号届を提出して下さい
- ※7 子供(実子)の申請の場合は夫婦共同扶養の証明書類として書類を提出して下さい。参考書類を最後のページに載せましたのでご確認ください。その他の場合は現況に合わせて書類を提出して下さい。
- ※8 数年前より自営業収入がある場合は直近3年分の確定申告書の控え一式を添付して下さい。確定申告書の各種控除前の収入金額が健保の収入条件を超える場合は収支内訳書・青色申告決算書を提出して下さい。収支内訳書・青色申告決算書の売上原価を引いた差引金額が健保の収入条件を超える場合は各種経費の分かる帳簿や領収書等の写しを使用用途と何年何月分のものであるか記載し整理した上で提出して下さい。
- ※9 単身赴任、学生、長期入院の場合など同居扱いとなる場合は提出不要です。同居扱いとなる事由についてはホームページの「ご家族の加入・脱退について」をご確認ください。

提出書類 (各種証明書は原則発行日より3ヶ月以内のもの)																		
同居の場合の提出書類										別居の場合の追加書類								
① 健保被扶養者(異動)届 ※3 ※6	② 被扶養者現況届	・ ・ ・ 住民票(原本) ※4 世帯全員 続柄記載 個人番号省略	証明するもの ※7 同居する家族の年間収入を	③ 夫婦共同扶養確認書	収入状況の証明書							学生証の写し(高校生以上)	婚姻届受理証明書(原本)	仕送り証明書類 ※9	⑥ 仕送り年間計画書 ※9			
					④ 雇用証明書(原本)	年金通知書(写し)	確定申告書の控え一式 ※8	⑤ 退職証明書(原本)	離職票1・2(原本)	雇用保険受給資格者証(両面写し)	廃業届の写し					所得証明書・非課税証明書(原本・所得0円表記)		
配偶者・子供(実子)以外の親族 三親等以内の親族	16歳未満	○	○	○	△(必要な方には健保から依頼します)										○	○		
	現在 ある収入が	パート・アルバイト	○	○		○	○										○	○
		年金	○	○		○		○									○	○
		自営業またはその他収入 ※2	○	○		○			○								○	○
	自営業を廃業した人	○	○	○								○				○	○	
	2年前より無職無収入の人	過去退職した人	○	○		○								○			○	○
		過去退職2年以内の人	○	○		○											○	○
		退職票が発行されていない人	○	○		○				○	※1						○	○
		退職票がすでに発行されている人	○	○		○					○						○	○
	失業給付の手続きをすでにした人	失業給付を受給終了した人	○	○		○							○				○	○
		○	○	○							○				○	○		

※2 自営業またはその他収入の方の収入証明書類例

収入の種類	証明書
・投資収入(株式配当金、決算剰余金配当金等)	配当金通知書など
・利子収入(預金利子、有価証券等による利子収入)	通帳の写しなど
・家業及び副業収入 (農業、商業、漁業、林業、原稿料、出演料など)	市町村が発行する収入証明・確定申告書など
・その他恒常的な収入	通帳の写しなど
・雇用保険法による失業給付金	雇用保険受給資格者証の写し
・健康保険法による給付金(出産手当金、傷病手当金)	対象者が勤務していた健保の発行した証明
・労災保険法による休業補償給付金	給付金の通知書など
・生活保護法による生活扶助料	

※3 国内居住要件の例外の方の書類例

「外国語の証明書を提出する場合は、内容確認のために和訳を添付してください。  
翻訳者名を記入してください(申請者本人でも可)」

国内居住要件の例外	証明書
①外国において留学する学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書 入学証明書の写し
②外国に赴任する被保険者に同行する家族	査証(ビザ)、海外赴任辞令 海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
③観光・保養・ボランティア活動・その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証(ビザ)、ボランティア派遣期間の証明 ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤①～④以外で渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

※7 子供(実子)の扶養夫婦共同扶養の場合において同世帯の収入を証明する書類例

添付する書類(注1) ※いずれもコピー	提出いただく方	
	被保険者	配偶者
■給与所得のある方	○	○
	×	○ (注2)
■自営などで確定申告を行っている方	—	○
■給付金を受けている方(日額がわかるもの) (例) ・出産手当金通知書 ・育児休業給付金通知書 ・雇用保険失業給付金 ・傷病手当金通知書 など	○	○
■被保険者が新規入社の場合(いずれか1点) ・雇入通知書 ・入社に伴う給与等前提条件	○	—
■その他 健保まで問合せください	—	—

注1 状況を確認する上で、表以外の書類の追加提出をお願いする場合があります。  
被保険者、配偶者の2名分の収入証明書類の提出が必要です。

注2 配偶者が転職の場合は提出が必要です。  
日勤→夜勤、正規→パート、基幹職昇格などで勤務・給与などが昨年度と比較し、1割以上変動する場合は提出が必要です。  
ただし、配偶者が日本ガイシ健保の被保険者の場合は提出不要です。